

別紙

諮問第1556号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定において非開示とした部分のうち、別表に掲げる部分については開示すべきであるが、その他の部分については非開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「固定資産税及び都市計画税の納付について、○年以上前から口座振替処理の手続をしていたが、○年以上前の口座振替による納付の事実が確認できない旨の連絡があった。口座振替により納付がされなかった場合に、東京都が都税債権の回収について、具体的にどのような手続きをするのか、都の内部組織における指示書、通達、処理、処分手続きなどの文書。督促手続きを含め、最終的には財産差押さえ、めぼしい財産がないなどの場合における債権放棄処分（停止）などの手続までを含む。また、同上の督促・処分等をした書類の保管場所、保管期間、管理部署などを定めた文書。」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和3年1月7日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、本諮問に係る文書として、「督促状の取扱いについて（通達）」（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、条例7条6号に該当する情報を非開示とする本件一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和3年5月28日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和3年7月13日に実施機関から理由説明書を収受し、令和4年9月30日

(第230回第一部会) から令和5年2月27日(第235回第一部会) まで、6回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件一部開示決定について

実施機関の説明によると、地方税法(昭和25年法律第226号)は、地方団体の徴収金について、納税者が納期限までに徴収金を完納しない場合においては、納期限後20日以内に、督促状を発付しなければならないと規定し、滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る徴収金を完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならず、上記徴収金の滞納処分については、国税徴収法(昭和34年法律第147号)に規定する滞納処分の例によることと規定しており、本件対象公文書は、滞納処分の前提要件となる督促状発付事務の主要な事項やそれに伴う対応方法を示した通達であるとのことである。

実施機関は、本件対象公文書のうち、「第1 3の本文」、「第1 5の本文」、「第2 1(2)の本文11~12行目」、「第2 2(1)の該当抽出条件の記載」、「第2 2(2)の表題及び本文」、「第2 3の本抽出条件(引抜)の記載」、「第3 1(4)の表題及び本文1~4行目」及び「第3 2(1)の本文4~5行目」(以下併せて「本件非開示情報」という。)について、条例7条6号に該当するとして非開示とする本件一部開示決定を行った。

イ 本件非開示情報の非開示妥当性について

審査請求人は、本件一部開示決定の通知書においては本件非開示情報が条例7条6号イからへのいずれに該当するか明確に表示していない、根拠規定が適切に記載されておらず条例13条1項に反し瑕疵のある行政処分である旨主張する。

これに対し、実施機関は、弁明書及び理由説明書において、本件非開示情報は、督促状の発付日の設定、督促状に係る延滞金の取扱い、督促状の抽出条件及び督促用納

付書についての情報であり、公にすることにより、滞納整理事務の具体的手法が明らかになるおそれがあると説明する。そして、地方税法及び国税徴収法では、滞納整理事務の具体的手法を定めておらず、税務当局の裁量に委ねられているところ、当該具体的手法が公になった場合、滞納者が税務当局の方針や着眼点等を予測し、自らの滞納処分への対策のために財産の隠蔽や財産の処分等の不正な行為を行うことを容易にするおそれがあり、そうすると、公正性・公平性が失われ、納税者の納税意欲の低下を招き、納税秩序の維持を困難にすると主張している。

また、本件一部開示決定の通知書には、非開示理由として「都の機関が行う徴収事務における判断基準や取扱いを定めたものであり、公にすることで、行政運営の円滑な遂行に支障をきたすため。」と記載しており、これが条例7条6号イの「租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」に該当することは本件の事案に照らして明らかであり、同号イに該当するという趣旨であることは、その記載から十分読み取ることができると主張する。

審査会が見分したところ、本件非開示情報は、実施機関が説明するとおり、督促状の発付日の設定、督促状に係る延滞金の取扱い、督促状の抽出条件及び督促用納付書について、具体的な処理方法、条件等が詳細に記載されているものであることが確認できた。

このうち、「第1 5の本文6～7行目」については、督促状に係る延滞金の取扱いの事務処理において参照する通達に係る記載内容であり、「第2 2(2)の表題」及び「第3 1(4)の表題」については、具体的な処理方法が記載されているとはいえず、また、既に開示されている部分から容易に推測される内容であることから、これらを公にしたとしても、滞納整理事務の具体的手法が明らかになり、その適正な遂行に支障を及ぼすとは認められず、条例7条6号に該当しない。

しかしながら、その他の部分については、滞納整理事務における督促状の発付の条件や時期、督促状に係る延滞金の取扱いの具体的かつ詳細な内容等が記載されており、これらを公にすることにより、滞納者が滞納処分への対策として不正な行為を行うことが容易となり、その結果、納税者の納税意欲の低下を招き、納税秩序の維持が困難になるとの実施機関の説明は首肯できるものであることから、実施機関が行う事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすと認められ、条例7条6号に該当する。

なお、前述の、審査請求人による、非開示理由が条例7条6号イからへのいずれに該当するかの明確な表示がなく瑕疵のある行政処分であるとの主張については、本件一部開示決定通知書の別紙非開示理由書に「都の機関が行う徴収事務における判断基準や取扱いを定めたものであり、公にすることで、行政運営の円滑な遂行に支障をきたすため。」と記載されており、同号イに該当することは明らかであることから、瑕疵があるとは認められない。

以上のことから、本件非開示情報のうち、別表に掲げる部分については開示すべきであるが、その他の部分については非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子

別表 開示すべき部分

- | | |
|-----|-----------|
| ・第1 | 5の本文6～7行目 |
| ・第2 | 2(2)の表題 |
| ・第3 | 1(4)の表題 |